

「出席扱いと認めたことのある」民間施設について

児童生徒が、学校外の民間施設に通所し、社会的な自立に向けて取り組んだ努力を学校として評価し、支援するため、一定の条件を満たす場合に、「出席扱い」とすることができます。

本市では、「仙台市版 民間施設についてのガイドライン」に沿って、教育委員会が「出席扱いと認める」施設かどうかの判断を行い、その助言を受けた在籍校長が、児童生徒の個に応じた活動状況を踏まえて、総合的に判断することになります。

「令和5年度 出席扱いと認めたことのある」民間施設については以下の通りです。

※一覧に掲載された施設に通所することが、一律出席扱いになるとは限りません。

令和6年1月現在

	名 称	所 在 地	電話番号
青葉区	みやぎ教育相談センター	青葉区柏木1-2-45 フォレスト仙台4F	022-272-4152
	第一学院 中等部 仙台キャンパス	青葉区北目町1-18 ピースビル北目町2F	022-265-3606
	放課後等デイサービス kibidango2nd	青葉区吉成1-17-10	022-725-7030
	不登校こころ支援 フリースクール PASS ON	青葉区本町1-14-18 ライオンズプラザ本町ビル501	080-8383-8371
	せんだんホスピタル デイケア	青葉区国見ヶ丘6丁目65番地8号	022-303-0125
	フリースクール ふふふる～む	青葉区春日町4-28 SUUTビル401	090-3982-4088
宮城野区	発達支援トレーニングジム しゃ～れ	青葉区大町2-6-27 岡元ビル4F	022-263-1402
	ミヤギユースセンター	宮城野区榴岡2-2-8-203	022-256-7977
	ふれあい広場サテライト	宮城野区鉄砲町中3-14	022-781-5576
	トライ式高等学院 中等部	宮城野区榴岡1-6-30 ディーグランツ仙台ビル3F	022-205-1577
	仙台アートフリースクール	宮城野区榴岡4-6-20	022-297-2710
	キッズドア	宮城野区榴岡3-2-5 サンライズ仙台2F	022-354-1157
若林区	星槎国際 仙台中等部	宮城野区宮千代2丁目18-7	022-231-5450
	放課後等デイサービス るびなす	宮城野区鶴ヶ谷4丁目28-2	022-349-4284
	かようはらのまち	宮城野区原町5-5-35 熊谷ビル地下1F	090-1933-9823
	東京大志学園 仙台校	若林区新寺1-7-20 7F	022-256-5554
	飛鳥未来中等部・初等部 仙台教室	若林区新寺1-4-16 仙台子ども専門学校6F	022-791-7225
	親子の居場所 Clover	若林区荒井4丁目11-18	090-5184-2672
太白区	フリースクールだいと	太白区郡山6-2-2	022-249-4023
	放課後等デイサービス kibidango太白	太白区日本平7-18	022-738-7919
	ろりぼっくスクール	太白区坪沼長田中9-1	022-395-9613
	フリースクール color	太白区長町5丁目1-20 ヤマサビル2階	022-797-7657
	Rickeyアカデミージュニア仙台西中田	太白区柳生2丁目10-13 シャイン仙台柳生第2TOO1号	022-797-4541
	児童サポートセンター あるひ南光台	泉区南光台2丁目9-69 メルクマール1F	022-344-9783
泉区	放課後等デイサービス ぶっきらぼう	泉区南光台2丁目9-55	022-725-2480

＜手続きの流れ＞

- ①児童生徒・保護者は、通所している民間施設は「出席扱いとなるか」について学校に相談します。
 - ②学校は、保護者の申請に基づいて教育委員会に連絡、相談します。
 - ③教育委員会は、民間施設を訪問し、「社会的自立に向けた支援を行っているか」や「学校と連携を図っているか」等、取組内容を確認し、「出席扱いと認めてよい」施設かの判断を行います。
 - ④教育委員会の助言を受けて、校長が総合的に判断をします。
- ※詳細については、学校または適応指導センターに御相談ください。

【参考資料1】

仙台市版・民間施設についてのガイドライン

仙台市教育委員会
令和2年4月1日 施行

このガイドラインは、仙台市教育委員会が平成19年10月に作成した「仙台市版・民間施設についてのガイドライン」を受け、内容等の見直しを図ったものである。これまで同様、個々の民間施設について、その適否を評価するという趣旨のものではなく、民間施設において相談・指導を受けている不登校児童生徒について、指導要録上出欠の取り扱いを判断する際に、留意すべき点を目安として示したものである。

領域	内 容	判 断 の 目 安
え義務教育の捉え	義務教育制度を前提とし、かつ、社会的な自立を助ける上で有効・適切な活動を行っていること	<ul style="list-style-type: none"> ・個別の支援計画を作成している ・基礎学力の定着や人間関係づくりが深まる活動を計画的に行っている ・教育活動全般について、在籍校や教育委員会との連携に努めている
つ実しい施して主体に	不登校児童生徒に対する相談や指導・支援等に関し、深い理解と知識または経験を有し、かつ社会的信頼を有していること	<ul style="list-style-type: none"> ・施設全体で不登校児童生徒の理解に努めている ・運営主体が国や県から認可を受けた法人または他市町村からも認められている施設等であること。及び長期にわたって実績がある
性事の業の保在にりついてと透明	不登校児童生徒に対する相談・指導を主たる目的とし、著しく営利本位ではなく、入会金、授業料(月額・年額等)、人寮費(月額・年額等)等が明確にされ、保護者等に情報提供がなされていること	<ul style="list-style-type: none"> ・当該施設の不登校児童生徒の相談・指導に対する基本理念や考え方が提示されている ・組織的な体制が整っている ・当該施設の入会金・授業料、運営や指導・支援に係る経費を公開している。 ・保護者に対して、会計報告等を行い、情報提供がなされている
4 相談・指導のあり方について	体罰等の不適切な指導を行わず、児童生徒の人命や人格を尊重した人間味のある温かい相談や指導・支援が行われていること	<ul style="list-style-type: none"> ・職員・スタッフへの研修が十分に行われ、関係教育法規等に基づいた対応が職員・スタッフに徹底されている ・様々な場面において、不登校児童生徒の気持ちを汲んだ対応を心掛けている
5	受け入れに当たって面接を行うなど、当該児童生徒のタイプや状況の把握が適切に行われ、態様に応じた指導・支援体制が整えられていること	<ul style="list-style-type: none"> ・行事や体験活動等の年間計画を作成している。 ・指導・支援内容や方法及び指導・支援体制があらかじめ明示されている ・相談者や受け入れ時の記録の整理、保管に努めている
6	ひきこもり傾向のある児童生徒への関わりについては、保護者と在籍校と十分な連携を図りながら、家庭訪問等による適切な対面指導・支援が行われていること (自宅においてICT等を活用した学習指導を行った場合も含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭訪問の仕方等、対応のシステムが整い、適切な指導・支援が行われている
7	スタッフは児童生徒の教育に深い理解を有するとともに、不登校への支援について知識・経験をもち、その指導・支援に熱意を持って取り組んでいること	<ul style="list-style-type: none"> ・職員・スタッフへの研修が十分に行われている ・不安や悩みに耳を傾け、適切なアドバイスを行っている
8	学習支援やカウンセリング等を行うに当たっては、教員免許やカウンセリングの知識・経験を有するスタッフが指導・支援していること	<ul style="list-style-type: none"> ・施設管理責任者を明確にし、施設に従事している者の資格を報告・公開している。 (職員・スタッフに教員免許状を所有している者、臨床心理士の資格を有している者が含まれている) ・児童生徒の様態によっては、臨床心理士や精神科医等専門的な立場から助言を受けられる体制が整っている
9	つ施して・設備に	<ul style="list-style-type: none"> ・当該施設の理念に基づき施設・設備が整っている ・常に当該民間施設の見学や聞き取り等による状況調査に応じている ・定期的に施設・設備の点検を行っている
10 遠学携校につい家庭と	学校並びに保護者との間に十分な連絡・協力体制が保たれている。また宿泊による指導・支援を行う場合には保護者の側に対し面会や退所の自由が確保されていること	<ul style="list-style-type: none"> ・在籍校へ月毎に活動の様子を文書等で報告している ・常に在籍校からの参観を受け入れている ・保護者に活動の様子等を定期的に連絡し情報交換に努めている ・宿泊体験活動を実施する際には事前説明会等を行っている
11 に会う 向けて 自分の 立社	社会的自立へ向けて進路の選択肢を広げるため、相談・指導や学習支援・情報提供を行っていること	<ul style="list-style-type: none"> ・本人や保護者と面談が行われている ・進路選択にあたり、個に応じた支援に努めている

◇ 留意事項

- 「指導要録上、出席扱い」と認められた施設において、報告されたことと実態が異なる場合には、年度途中であっても「指導要録上、出席扱い」を取り消すこともある。
- 今年度「指導要録上、出席扱い」と認められた施設であっても、次年度以降も「指導要録上、出席扱い」と認めるとは限らない。
あくまでも当該児童生徒への対応の様子等から年度毎に総合的に判断することとする。

附則（令和2年3月11日改正）

このガイドラインは令和2年4月1日より実施する。



不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）

民間施設についてのガイドライン（試案）

このガイドラインは、個々の民間施設についてその適否を評価するという趣旨のものではなく、不登校児童生徒が民間施設において相談・指導を受ける際に、保護者や学校、教育委員会として留意すべき点を目安として示したものである。

民間施設はその性格、規模、活動内容等が様々であり、民間施設を判断する際の指針をすべて一律的に示すことは困難である。したがって、実際の運用に当たっては、このガイドラインに掲げた事項を参考としながら、地域の実態等に応じ、各施設における活動を総合的に判断することが大切である。

1 実施主体について

法人、個人は問わないが、実施者が不登校児童生徒に対する相談・指導等に関し深い理解と知識又は経験を有し、かつ社会的信望を有していること。

2 事業運営の在り方と透明性の確保について

- ① 不登校児童生徒に対する相談・指導を行うことを主たる目的としていること。
- ② 著しく営利本位でなく、入会金、授業料（月額・年額等）、入寮費（月額・年額等）等が明確にされ、保護者等に情報提供がなされていること。

3 相談・指導の在り方について

- ① 児童生徒の人命や人格を尊重した人間味のある温かい相談や指導が行われていること。
- ② 情緒的混乱、情緒障害及び非行等の態様の不登校など、相談・指導の対象となる者が当該施設の相談・指導体制に応じて明確にされていること。また、受け入れに当たっては面接を行うなどして、当該児童生徒のタイプや状況の把握が適切に行われていること。
- ③ 指導内容・方法、相談手法及び相談・指導の体制があらかじめ明示されており、かつ現に児童生徒のタイプや状況に応じた適切な内容の相談や指導が行われていること。また、我が国の義務教育制度を前提としたものであること。
- ④ 児童生徒の学習支援や進路の状況等につき、保護者等に情報提供がなされていること。
- ⑤ 体罰などの不適切な指導や人権侵害行為が行われていないこと。

4 相談・指導スタッフについて

- ① 相談・指導スタッフは児童生徒の教育に深い理解を有するとともに、不登校への支援について知識・経験をもち、その指導に熱意を有していること。
- ② 専門的なカウンセリング等の方法を行うにあっては、心理学や精神医学等、それを行うにふさわしい専門的知識と経験を備えた指導スタッフが指導にあたっていること。
- ③ 宿泊による指導を行う施設にあっては、生活指導にあたる者を含め、当該施設の活動を行うにふさわしい資質を具えたスタッフが配置されていること。

5 施設、設備について

- ① 各施設にあっては、学習、心理療法、面接等種々の活動を行うために必要な施設、設備を有していること。
- ② 特に、宿泊による指導を行う施設にあっては、宿舎をはじめ児童生徒が安全で健康的な生活を営むために必要な施設、設備を有していること。

6 学校、教育委員会と施設との関係について

児童生徒のプライバシーにも配慮の上、学校と施設が相互に不登校児童生徒やその家庭を支援するために必要な情報等を交換するなど、学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。

7 家庭との関係について

- ① 施設での指導経過を保護者に定期的に連絡するなど、家庭との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。
- ② 特に、宿泊による指導を行う施設にあっては、たとえ当該施設の指導方針がいかなるものであっても、保護者の側に対し面会や退所の自由が確保されていること。